

公 告

このたび、下記事業の計画変更について、土地改良法第88条第4項の規定に基づき出雲市長と協議を行いたいので、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、当該事業計画の変更の概要を縦覧に供する。

この事業計画の変更に対して意見のある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年1月16日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

令和7年12月18日

島根県知事 丸山達也



記

1 地区名及び事業名

大門池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

3 縦覧の期間

令和7年12月18日から令和8年1月16日まで

4 縦覧の場所

出雲市役所

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

土地改良事業変更計画概要書

大門池地区用排水施設事業
県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)

第1章 変更の内容及び変更を必要とする理由

(1) 変更の内容

事業費の10%以上の変動(規則第38条の2 告示第三号)

工種等	変更前	変更後	増減
事業量	1ヶ所	1ヶ所	—
事業費	310,000,000円	486,000,000円	176,000,000円 変動率56.8%

(2) 変更の理由

①仮設ヤードの整備による増

実施設計により、計画堤体を施工するにあたり仮設ヤードを設けることとしたによる事業費の増額

②腰ブロックの大型化による増

地質調査の結果、当初計画していた練積みブロックでは安定性の確保が満足できないことから、大型ブロックに変更したことによる事業費の増額。

③残土処分場の変更による増

工事で発生する残土を地区近傍の残土処理場へ処分する計画であったが、残土処理場の受け入れ休止に伴い、残土処理場を変更することとしたことによる事業費の増額。

④ため池内のヘドロ処理方法の変更による増

ため池内のヘドロについて、含水比が高くそのままの運搬処理が困難なことから、土質改良材を添加後に運搬処理することとしたことによる事業費の増額。

第2章 目的

本ため池は、出雲市小境町大門地内に位置し、受益面積11.4ha、貯水量14,000m³の均一型アースダムである。下流では水稻を中心とした農業がおこなわれており、本ため池は地域の主水源となっている。しかし、本ため池は耐震性を有しておらず、地震に対して不安定な状況であり、地震時には堤体が決壊する可能性があるため、耐震化を伴う改修が必要である。また、築造後長い年月が経過し漏水など施設の老朽化がみられることや、洪水吐の断面不足のため計画洪水量が流下できない状況である。ため池下流には多数の民家や県道があることから、被災時には多大な被害が想定される。本事業は、ため池改修を行うことによって、安定した農業用水の確保及び防災面での確保を図るものである。

第3章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県出雲市小境町大門

【現　況】

・受益地の用途別面積表

(単位 : ha)

	水田	畠	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合　計
現　況	11. 4	-	-	11. 4	-	-	-	11. 4
計　画	11. 4	-	-	11. 4	-	-	-	11. 4

・地形

本地区は出雲市小境町の標高 24m 地点に位置し、約 6.9ha を流域にもつため池で、ため池下流にはかんがい受益の農地が広がっている。

・土質及び土壤

現況堤体直下の原地盤は、粘土、礫混じり粘土、粘土質礫、軟岩により構成されている。また現況堤体盛土にはシルト質粘土が用いられている。

・気象

気候は日本海型気候の典型的特性を示し、特に冬期、梅雨期及び台風期は降水量が多く、曇天が多く快晴が少ない。月平均気温はかんがい期（4 月～9 月）21.4°C、非かんがい期（10 月～3 月）9.0°C で、平均降水量はかんがい期（4 月～9 月）984.1 mm、非かんがい期（10 月～3 月）807.9 mm である。

・水利状況

ため池の用水は、開水路を用いて受益地へ取水されている。

・當農状況

水稻を中心とした営農が行われており、受益地の一部を農事組合法人こざかいが耕作している。

・地域環境の概況

本地域は出雲市の北部に位置する水田地帯で、受益地周辺には国道が存在する地域である。

第4章 基本計画

（1）事業量

工　種	事　業　量
ため池整備	1 力所

（2）環境との調和への配慮

・工事の実施にあたっては、可能な限り環境に影響を及ぼさないよう環境の保持に努める。また、希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて捕獲し、ため池内に設置された止水域に移すなど、最大限生態系に配慮する。

第5章 工事の着手及び完了の予定期

(変更前) 令和5年度～令和7年度

(変更後) 令和5年度～令和9年度

第6章 管理の要領

ため池：出雲市

第7章 換地計画の要領

該当なし。

第8章 費用の概算

(変更前)

区分	事業費(千円)
本工事費	310,000
地方事務費	15,500
合計	325,500

(変更後)

区分	事業費(千円)
本工事費	486,000
地方事務費	24,300
合計	510,300

第9章 事業の効果

(変更前)

項目	効果額等
効果(便益)額	維持管理費節減効果
	災害防止効果
	合計
総費用総便益比	1.19
総所得償還率	—
総費用(現在価値化)	249,762千円
関連事業費	—

(変更後)

項目	効果額等
効果（便益）額	維持管理費節減効果
	災害防止効果
	合 計
総費用総便益比	1.32
総所得償還率	—
総費用（現在価値化）	430,281 千円
関連事業費	—

第 10 章 他事業との関係

該当なし

第 11 章 計画概要図

別添のとおり

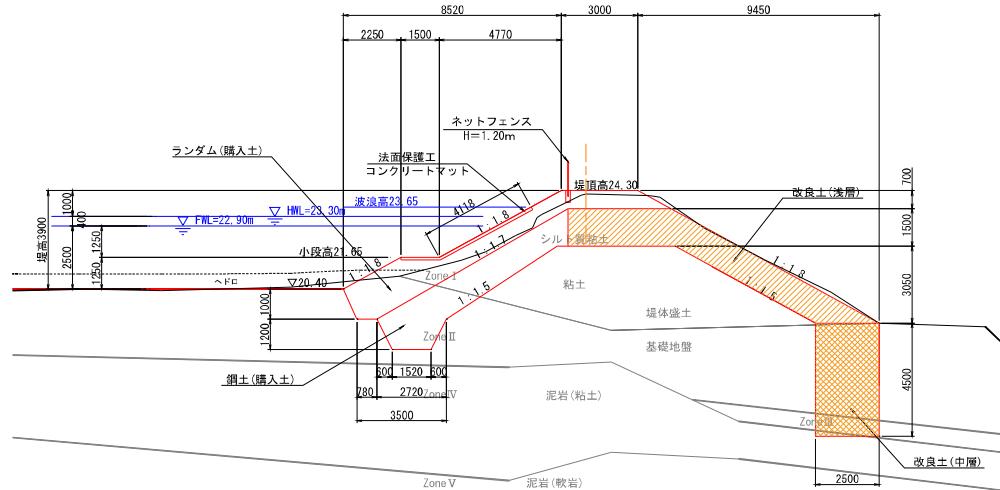
【変更前】

計画概要図

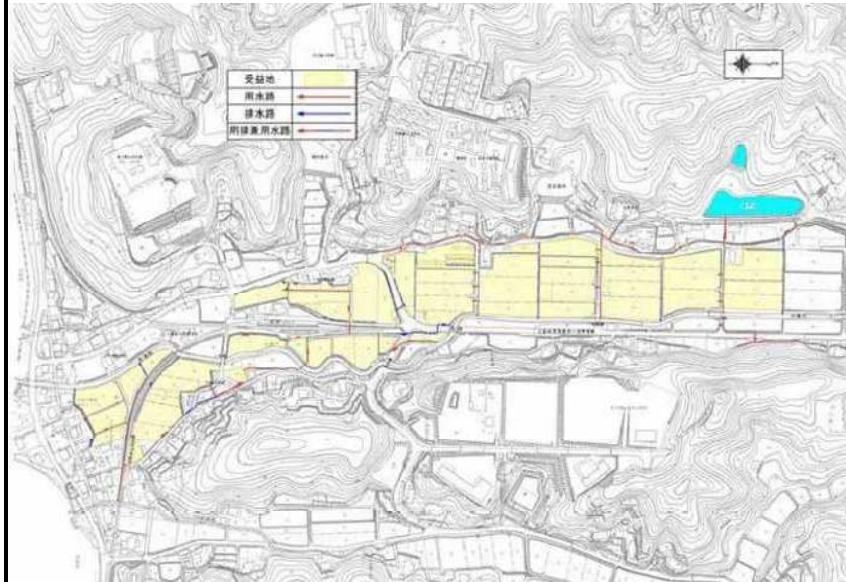
位置図



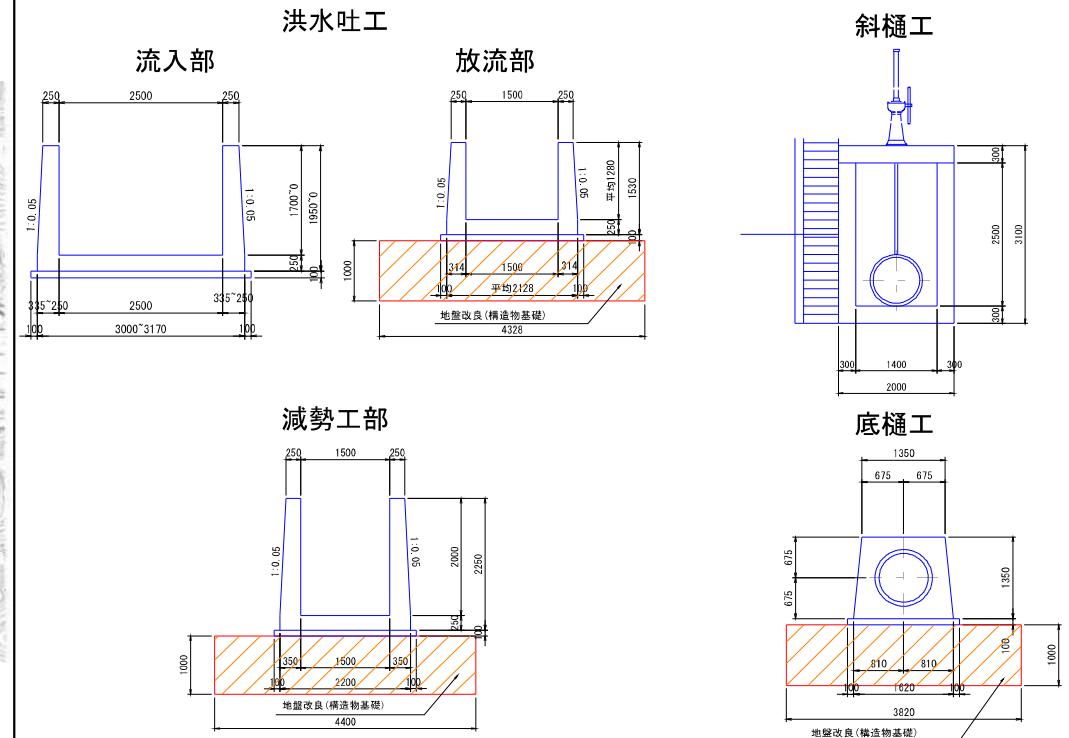
標準断面図



平面図



標準断面図



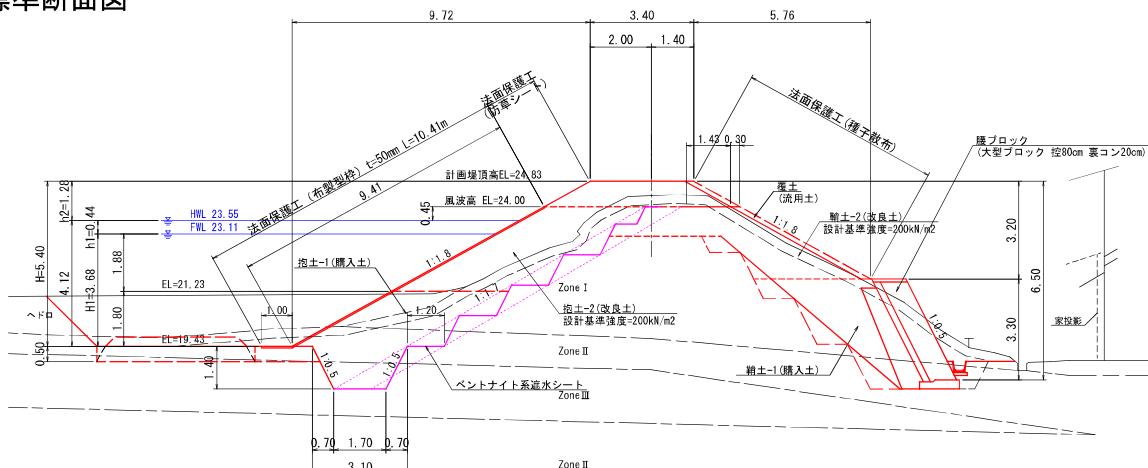
計画概要図

【変更後】

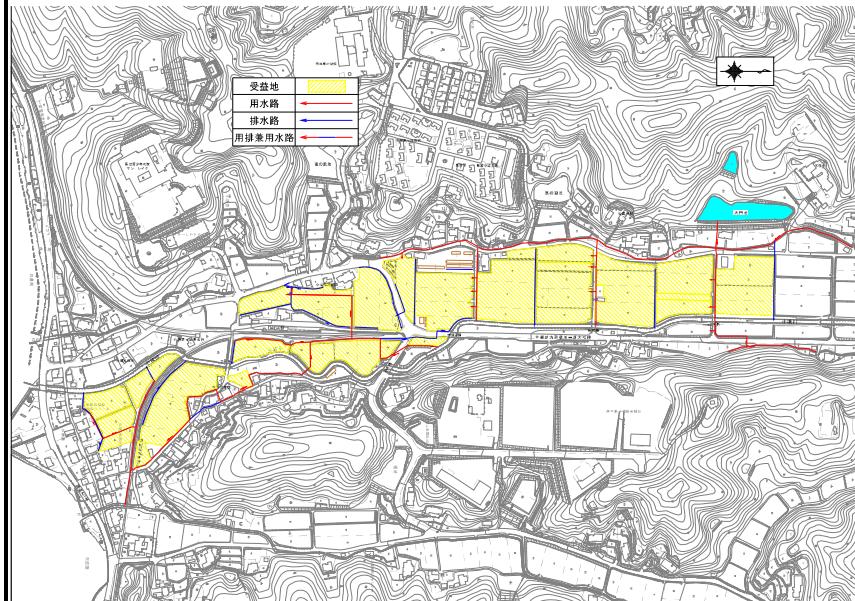
位置図



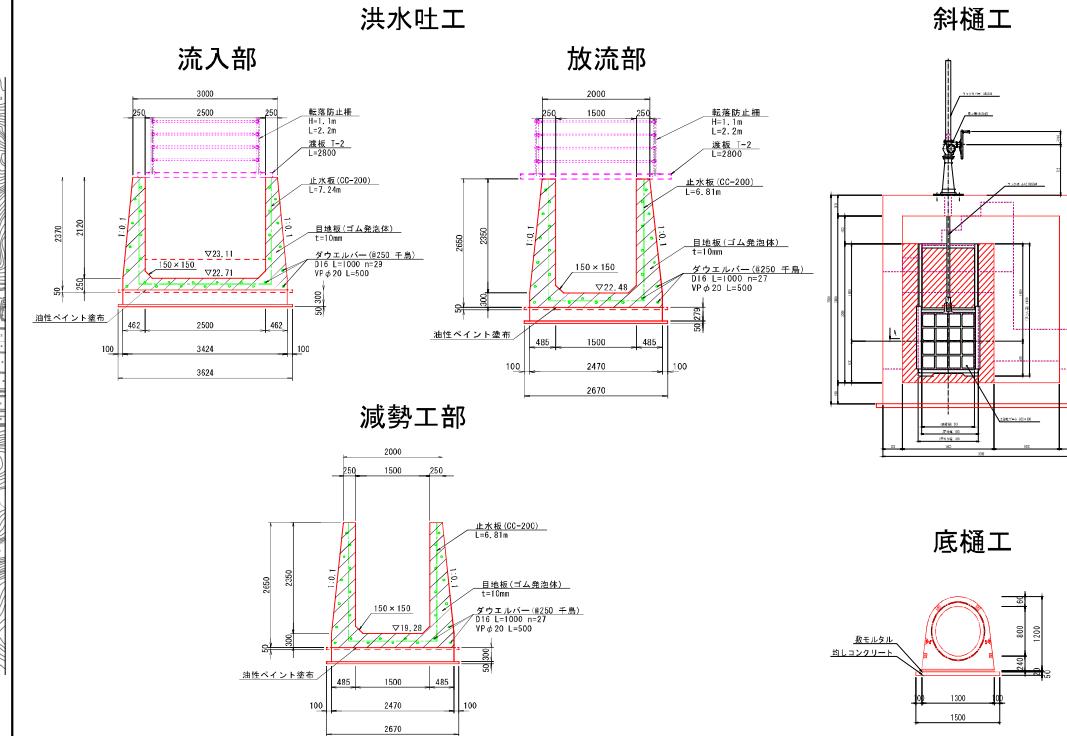
標準断面図



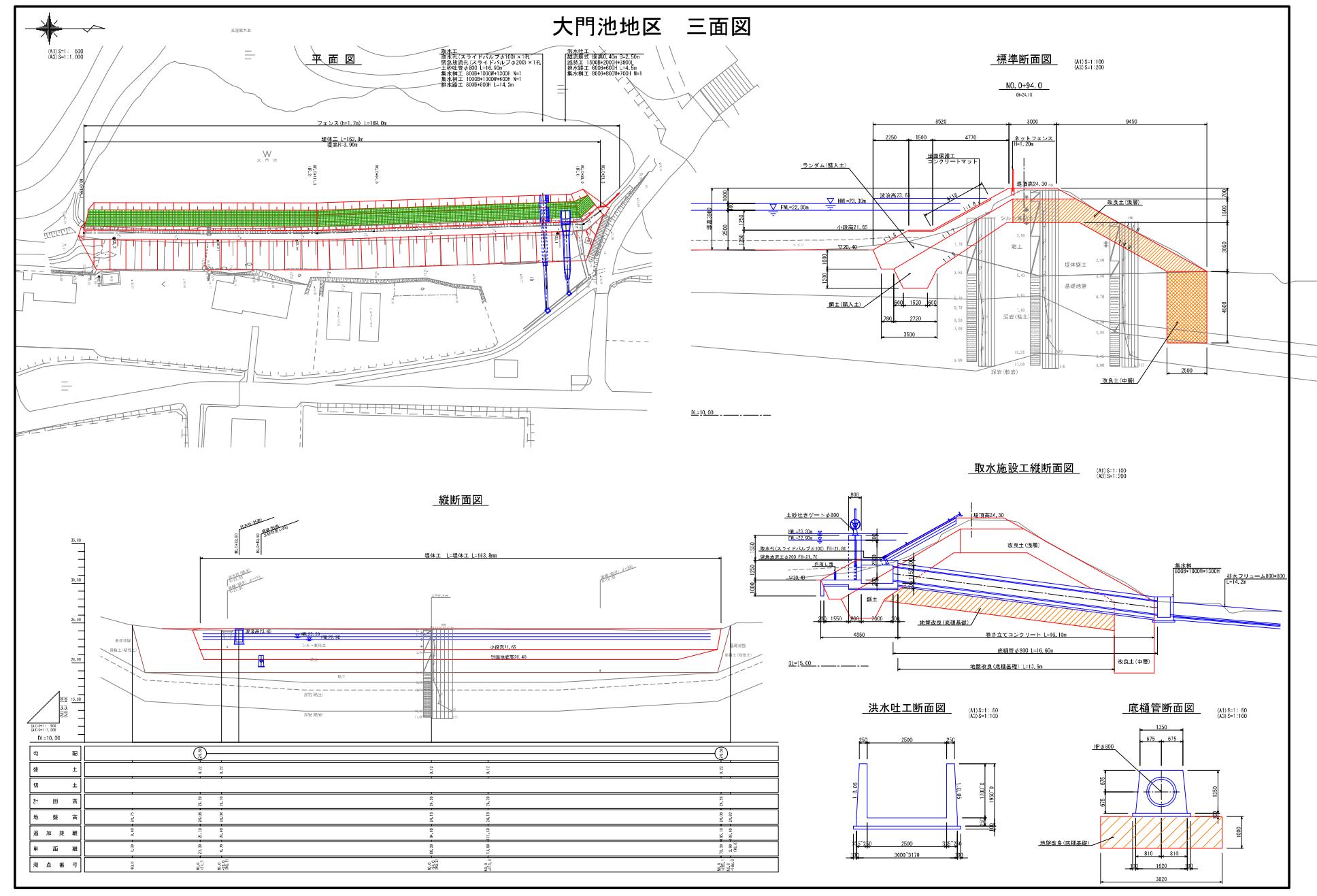
平面図



標準断面図



【変更前】



【変更後】

大門池地区 三面図

